明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔デジタル庁令・省令〕

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令（デジタル庁・総務二）　一

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（法務二九）　二

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示（外務六五、六六）　二

○中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する関税定率法第八条第二十七項に規定する調査開始の件（財務三五）　三

○租税特別措置法施行令第四十条の四の三第七項及び第八項並びに租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第三項の規定に基づき文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金銭及び外国の教育施設の一部を改正する件（文部科学一二）　四

○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産二三九～二五四）　五

○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（同二五五）　六

○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁五）　七

○道路に関する件（東北地方整備局一八～二〇）　八

○道路に関する件（近畿地方整備局一九）　九

○道路に関する件（北海道開発局一二）　九

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　最高裁判所　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項　一〇

近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）

国家試験　一〇

令和四年度自動車整備士技能検定試験の実施について（国土交通省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

押収物還付公告の取消、押収物還付、財団関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一一

会社その他

諸事項　二六

デジタル庁令・省令

○デジタル庁総務省令第二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十七条第八項の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年二月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（個人番号カードの有効期間） **第二十六条**　個人番号カードの有効期間は、次の各号に掲げる個人番号カードの交付を受ける者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 一　個人番号カードの発行の日において十八歳以上の者　当該発行の日から当該発行の日後のその者の十回目の誕生日まで 二　個人番号カードの発行の日において十八歳未満の者　当該発行の日から当該発行の日後のその者の五回目の誕生日まで ［2　略］	（個人番号カードの有効期間） **第二十六条**　［同上］ 一　個人番号カードの発行の日において二十歳以上の者　当該発行の日から当該発行の日後のその者の十回目の誕生日まで 二　個人番号カードの発行の日において二十歳未満の者　当該発行の日から当該発行の日後のその者の五回目の誕生日まで ［2　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行前に、地方公共団体情報システム機構が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十三条第一項又は第二項の規定により提出された交付申請書を受理した場合におけるこの命令による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第二十六条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。